

会 長	局 長	次 長	係 長	係

平成 2 9 年 1 1 月 2 7 日

奄美市農業委員会

第 1 1 回定例総会議事録

署名委員 濱手 薫

署名委員 土浜良二

奄美市農業委員会第11回定例総会議事録

1. 招集日時 平成29年11月27日(月) 午前9時30分～

2. 招集場所 奄美市役所4階大会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	前山重一郎	9	
2	西盛満	10	中棚昭三十
3	山下優子	11	肥後安美
4	榮清安	12	濱手薫
5	福島吉宏	13	土浜良二
6	前田孝徳	14	中村秀明
7	松崎文好	15	吉卓男
8	野崎清志	16	平井孝宜

4. 欠席委員

大山美智子 委員

5. 議事に参与した者

事務局長 川内 進 事務局次長 池 秀平

住用分室長 茂木 幸生 住用分室主幹 原 俊三

6. 報告事項

- ・九州農政局農地転用実態調査について
- ・農地利用最適化推進委員と人・農地プラン及び農地中間管理事業について
- ・12月定例総会日程について

7. 議事日程

(1) 会議録署名委員の指名について

(2) 会期の決定について

(3) 議案について

議案第76号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第77号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第78号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

議案第79号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

議案第80号 名瀬地域農用地利用集積計画(農地中間管理事業活用)の
決定について

議案第81号 笠利地域農用地利用集積計画(農地中間管理事業活用)の
決定について

協議事項

(4) その他

議 長

(前山会長)

ただいまの出席委員は15人であります。総会は成立いたしました。
これから、平成28年第11回定例総会を開会いたします。

(欠席委員は大山美智子委員)

それでは、議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、12番濱手 薫委員と13番土浜 良二委員のお二人を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は、日程通知のとおり議案第76号から議案第81号までの6件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は、1日と決定いたしました。

本日の議案日程は、あらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第3

議案第80号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

<p>事務局</p>	<p>事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>(川内局長) (事務局の朗読及び説明)</p> <p>No.43につきましては、贈与による所有権の移転でございます。3ページにありますように受人はサトウキビを37.1アール栽培しており、取得地にもサトウキビを植栽する予定で、規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>以上1件でございます。</p> <p>農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(前山会長)</p> <p>本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次、譲受人、譲渡人及び土地の順に報告をお願いします。</p>
<p>3番</p>	<p>(山下委員)</p> <p>議案第76号農地法第3条の規定による許可申請のNo.43につきまして、受人の調査報告をいたします。</p> <p>11月21日(火)午前10時に山下推進委員、私で受人、受人のご主人に直接お会いしてお話しを聞く事が出来ました。2ページをご覧ください。受人と渡人は知人であります。受人の兄がIターンで島に暮らしていた渡人に、5年程前に無償で所有権を移したとの事です。渡人はもう島に戻らないとの事で、今回きちんと管理をするために所有権を返してもらう事にしたそうです。3ページをご覧ください。所有地の自作地に訂正があります。3,714平方メートルとありますが、現状は何も栽培していないとの事でしたので0になります。非耕作地の記載がありませんが、後日提出するとの事でした。4ページをご覧ください。農機具で確保しているもの、所有しているものは草刈機1台です。トラクターと耕運機はリースするとの事です。農作業に従事する者の申請地までの距離は、経営している龍郷の会社からくるまで30分との事です。8ページの営農計画書をご覧ください。経営面積に訂正があります。田11.24アール、畑46.32アールで合計57.56アールになります。現在の経営状況はまだありませんのでなしになります。なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますので報告いたします。営農意欲もあるようでした。委員の皆さんのご</p>

審議をよろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。

事務局

(池次長)

農地法第3条の規定による許可申請No.43の渡人について調査報告をいたします。

11月20日14時10分頃渡人が高知県四万十市在住という事で、電話にて申請内容の確認を行いました。渡人は今年の8月頃に高知県の四万十市に妻と一緒に引っ越したという事です。今回受人に贈与した理由としては、友人でもあり受人から畑を借りていた関係で贈与したとの事です。以上申請の内容に相違ないという事でしたが、山下委員の先程の訂正箇所も踏まえてご審議の程よろしくお願ひいたします。以上です。

6番

(前田委員)

議案第76号農地法第3条の規定による許可申請No.43の土地について、11月23日の午前9時に岩元推進委員とで調査をしましたので報告します。

この土地は譲渡人が競売で購入された土地です。その時も土地の調査を私がしました。この土地は農地とはいえ昔の食糧難時代の山畑であり雑木が茂っている状態であります。譲渡人が競売前の関係者への贈与との事も考え、委員の皆様のご審議の程よろしくお願ひいたします。以上です。

議長

(前山会長)

それでは、これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

15番

(吉委員)

一寸お聞きしたいのですが、キビを作るという事ですが、65歳で初めて本人がやられるのでしょうか。

3番

(山下委員)

ご本人65歳で旦那さんも65歳です。食品会社を経営していますが空いた時間がありますのでやりたいという事でした。

議長

(前山会長)

外に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第76号農地法第3条の規定による許可申請については、担当調査員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第76号農地法第3条の規定による許可申請については、審議の結果、これを認めることに決定いたしました。

日程第4

議案第81号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたしますが、本案には会長の調査報告案件が含まれておりますので、議長を会長代理と交代して議事を進めたいと思います。

(議長交代)

議長

(松崎会長代理)

議案第81号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

事務局

(川内局長)

(議案の朗読及び農地区分の報告)

No.31につきましては、売買による所有権の移転で太陽光発電施設を設置するための申請であります。6月の保留案件で今回は必要書類が整備されましたので受け付けをいたしました。申請地は笠利町用安集落から旧道を少し登った所の農地で、農振農用地区域外の小集団で生産性低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

No.32につきましては、売買による所有権の移転で居宅と看護事業事務所

を建設するための申請でございます。申請地は名瀬有屋町の洋菓子店N A N A K O近くの都市計画区域内で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。

No.33につきましては、売買による所有権の移転で倉庫を建設するための申請でございます。申請地は名瀬仲勝の奄美ミートから少し上がった農地で、農振農用地区域外の小集団で生産性低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

No.34につきましては、売買による所有権の移転で貸別荘2棟を建設するための申請でございます。申請地は笠利町外金久漁港近くの農地で、農振農用地区域外の小集団で生産性低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

No.35につきましては、売買による所有権の移転で一般住宅を建設するための申請であります。申請地は名瀬和光町の浜田橋近くの都市計画区域内で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。

以上5件でございます。

議 長

(松崎会長代理)

本案に対する担当委員による調査意見の報告を求めます。順次、譲受人、譲渡人及び土地の順に報告をお願いします

事務局

(池次長)

農地法第5条の規定による許可申請No.31について調査報告をいたします。

今回の案件につきましては6月の総会で変更届書を添付しましたが、経済産業省の確認が取れないという事で保留になっていた案件です。27ページから31ページをご覧ください。その中で29ページに変更後の設置者の名義変更の確認が出来ました。受人が東京都町田市在住という事で11月20日14時頃電話し、申請内容の確認を行いました。受人は太陽光発電等を設置する会社の社長をしており、申請地周辺にて何ヶ所か受人の会社が設置しているところです。申請地については現在耕作がされておらず、土地の有効利用を図るという事で太陽光発電設備を設置するという事です。土地の購入に

については、渡人が周辺で他の畑も譲渡している段階で購入したとの事です。また、資金計画については、全額自己資金で設置するとの事です。以上調査報告を終わります。

1 3 番

(土浜委員)

議案第 7 7 号 No. 3 1 農地法第 5 条の規定による許可申請について報告いたします。

1 1 月 2 3 日午後 2 時頃渡人の自宅で直接お会いして話しを伺いました。申請地は永年遊休地でこれからも自分での管理が難しいので土地の有効活用をしてもらいたいとの事でした。申請書の内容等については日付以外は間違いのないとの事でした。

土地につきましては、その後 2 時 2 0 分頃現地を見に行きました。資料の 1 4、1 5 ページをご覧ください。申請地は用安集落から少し離れた所にあり、現在は更地になっていました。隣は大きなグランドゴルフ場でした。周辺農地に被害を与える事はないと思います。ご審議の程よろしくお願ひします。以上です。

1 6 番

(平井委員)

農地法第 5 条の規定による許可申請の No. 3 2 について調査報告をいたします。

1 1 月 2 5 日 1 1 時 3 0 分頃譲受人の奥様とお会いしてお話しを聞く事が出来ました。職業は夫婦で訪問介護を経営されています。受人は住宅と看護事業事務所建設を目的としています。現在は民間のアパートに事務所を設けていましたが、希望する場所等が見つかり申請した様です。許可後着工する予定と聞いております。資金は借入金と自己資金を計画しています。

続いて渡人について調査報告をいたします。

1 1 月 2 2 日午後 3 時 3 5 分頃に電話にてお話しを聞く事が出来ました。数年前に怪我をして土地の管理も出来ないため買い手を探していた様です。土地の所在及び権利の設定等に係る対価等、記載内容に間違いのないとの事でした。

土地についての報告をします。

4 2 ページをご覧ください。1 1 月 2 0 日午後 2 時現地確認をいたしました。有屋の国道沿いに N A N A K O という菓子屋さんがあるのですがその近くの土地になります。回りは住宅地になっていてその一角が農地の状態でした。現地は現在タンカン、スモモ、バンジロウが栽培されていますが、3 年

程手を入れていないという事で草も生い茂っている状態でした。事前着工及び周辺の農地への影響もなく問題ないものと思います。ご審議の程よろしくお願いたします。以上です。

1 番 (前山委員)

農地法第5条の規定による許可申請No.33の受人について調査報告をいたします。

11月22日午後3時頃奄美ホームの事務所を訪問しまして聞き取り調査をいたしました。その結果、この申請書のとおり間違いございませんのでよろしくお願いたしますとの事でしたので、ご審議の程よろしくお願いたします。以上です。

事務局 (池次長)

農地法第5条の規定による許可申請No.33の渡人について調査報告をいたします。

11月20日午後1時59分に渡人が徳之島町在住のため電話にて申請内容の確認をいたしました。申請人の一人はもう施設に入っており話が出来る状態ではないという事で、もうお一方と確認をしました。何分にももう高齢で電話での受け答えが困難でしたが何とか話しをする事が出来ました。申請の内容につきましては、申請書のとおり相違ないという事です。ご審議の程よろしくお願いたします。以上です。

16番 (平井委員)

農地法第5条の規定による許可申請のNo.33の土地について調査報告いたします。

58ページをご覧下さい。仲勝地区の山手側を奥の方に入っていくと、奄美ミートから更に奥に入っていくと山の登り口の辺りになります。11月20日午後2時20分頃現地確認をいたしました。私も通勤場所でここを通るのですが、毎回草刈りがされており現在綺麗に管理されて更地の状態でした。事前着工及び周辺の農地への影響もなく問題ないと考えられます。ご審議の程よろしくお願いたします。以上です。

1 番 (前山委員)

農地法第5条の規定による許可申請No.34の受人及び渡人について調査報告をいたします。

1 1月22日午後2時30分頃渡人宅を訪問しまして聞き取り調査をいたしました。以前はこの申請地の道路向かいに自宅があってそこに住んでいた様です。この申請地は台風や波によって砂が流され小さくなったり造成すると面積が増やせる様な場所だという事で、自分達が持っていて何も使いようがないので売買する事にしましたという事です。対価が非常に安いのではと聞きましたら、自分達が持っていてもしようもなく使い道がないので、この価格で良いですという事でした。

そのすぐ後に受人の事務所を訪問しまして聞き取り調査をした結果、地番、面積、対価等間違いありませんのでよろしくお願ひしますという事でした。以上です。

10番

(中棚委員)

農地法第5条の規定による許可申請の議案第77号No.34の所有権移転の土地について報告いたします。

68、69ページをご覧下さい。11月22日昼12時頃現地確認をいたしました。この土地は赤木名地区外金久にあり奄美漁協の横になります。旧道沿いにあり現在休耕地であり集落の人が海に下りるための道があるだけです。事前着工もなく周辺の農地への影響もないと思われ問題ないと思ひます。護身の程よろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。

16番

(平井委員)

農地法第5条の規定による許可申請のNo.35について調査報告をいたします。

11月26日午後2時20分頃受人に直接お会いしてお話しを聞く事が出来ました。受人の職業は薬剤師で現在40歳です。受人は住宅建設が目的であります。現在借屋住まいのため希望する場所等が見つかり申請した様です。着工については許可後年明けの1月から着工し、4・5月には完成する予定になっております。資金は借入金を予定しているとの事です。

次に譲渡人についての報告をいたします。

11月25日11時に譲渡人の自宅にて直接お会いしてお話しを聞く事が出来ました。譲渡人は複数の土地を所有しており、土地の買い手を探しているとの事でした。土地の所在及び権利の設定に係る対価等記載内容に間違いのないとの事でした。

次に土地についての報告をいたします。

74ページをご覧下さい。和光町になるのですが国道沿いから1本入った

	<p>場所になります。11月20日午後2時10分頃現地確認をいたしました。現在膝丈から背丈程の草が茂っている状態です。事前着工及び周辺の農地への影響もなく問題ないと考えられます。ご審議の程よろしく願いいたします。以上です。</p>
議 長	<p>(松崎会長代理)</p> <p>それでは、これから本案対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
1 1 番	<p>(肥後委員)</p> <p>奄美ホームというのは宅建業者でしょうか。貸別荘で宿泊施設として申請地を利用したいという事で転売はしない訳ですよ。あくまでも貸別荘にするのですよね。</p>
1 番	<p>(前山委員)</p> <p>そういう風に聞いております。</p>
議 長	<p>(松崎会長代理)</p> <p>外に質疑ございませんか。</p>
1 5 番	<p>(吉委員)</p> <p>土地を見られた委員にお聞きしたいのですが、この土地は流れ出す時があると云われましたが大丈夫でしょうか。</p>
1 0 番	<p>(中棚委員)</p> <p>これは集落の人が浜に下りて砂利とかを取るために集落の方が勝手に道を造ったのです。何時も台風とか潮が来たら土地がなくなるとかする場所ですが、アダンを沢山植えてはありますのでこれは問題ないと思います。現在は砂利とかで結構盛り上がっているのです。この間の台風でも流れていないので大丈夫だと思います。</p>
1 番	<p>(前山委員)</p> <p>ですので土地代金が20万円で造成費が130万円となって造成費の方が高くなっているのです。</p>
1 5 番	<p>(吉委員)</p>

<p>議長</p>	<p>先程出た様に造るといいながらこれもやらないではという懸念もあるので大丈夫かと思ってです。分かりました。</p> <p>(松崎会長代理)</p> <p>外に質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第 8 1 号農地法第 5 条による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 7 7 号農地法第 5 条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認めてこれを許可することに決定いたしました。</p> <p>(議長交代)</p>
<p>議長</p>	<p>(前山会長)</p> <p>日程第 5</p> <p>議案第 7 8 号名瀬地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(川内局長)</p> <p>(議案の朗読及び説明)</p> <p>内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>

15番	<p>(吉委員)</p> <p>85ページの利用権の設定を受ける者は農家でなくても誰でも受けられるのでしょうか。</p>
事務局	<p>(池次長)</p> <p>受けられます。</p>
3番	<p>(山下委員)</p> <p>この中のお一人の事だと思いますが、この方は今は佳南園で運転手として働いていて、30代の息子さんがいるのですが、去年営農センターを落ちてタイセイ観光のマンゴー、パッションを手伝っていて、このお父さんが60歳の定年になりますので一緒にやるという事で借りて、来年は営農センターを受け直すという事でした。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>他に質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第78号名瀬地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第78号名瀬地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>日程第6</p> <p>議案第79号笠利地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>

事務局	<p>(池次長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第79号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第79号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>日程第7</p> <p>議案第80号名瀬地域農用地利用集積計画(農地中間管理事業活用)の決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。</p>

お諮りいたします。

議案第 80 号名瀬地域農用地利用集積計画（農地中間管理事業活用）の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 80 号名瀬地域農用地利用集積計画（農地中間管理事業活用）の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第 8

議案第 81 号笠利地域農用地利用集積計画（農地中間管理事業活用）の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

（池次長）

（事務局の朗読及び説明）

議長

（前山会長）

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 81 号笠利地域農用地利用集積計画（農地中間管理事業活用）の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 81 号笠利地域農用地利用集積（農地中間管理事業活用）の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。

連絡事項等があるようですので、これから協議会へ移します。

- ・農地利用最適化推進委員と人・農地プラン及び農地中間管理事業について

正会に返します。

以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

平成29年11月27日

奄美市農業委員会

会長 前山 重一郎

署名委員

署名委員

作製者 川内 進

